

近代の鳥取城 (1) 明治維新から鳥取池田家による再所有まで

佐々木 孝 文

1 はじめに

鳥取城に限らず、近世城郭について知る上で、江戸時代の資料や発掘調査、遺構の表面観察だけでは十分とはいえない。多くの場合、近世城郭は明治維新後も軍用地や公園・学校等、様々な用途に転用されて現代に至っており、こういった近代以降の利用経緯を確認することなしに、一足飛びに江戸時代の状況を想定することはできないからである。

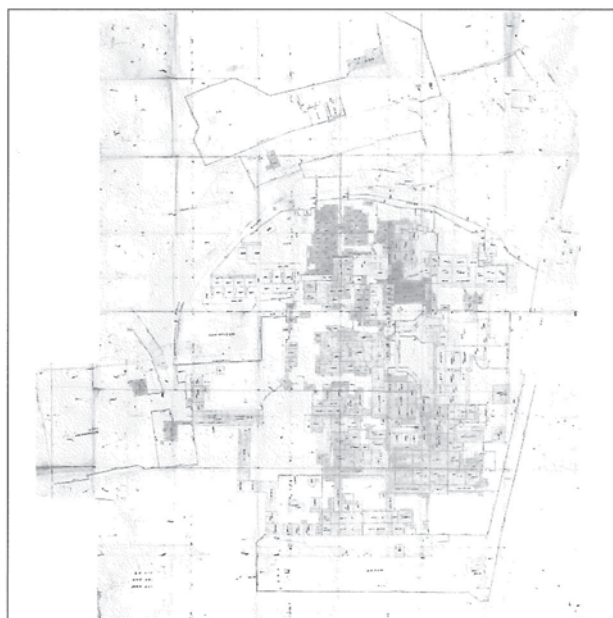
鳥取城においても、このことは顕著である。現在の史跡鳥取城跡附太閤ヶ平の指定範囲内には、県立高校、県立博物館、通信電波塔といった施設が内包されているほか、城下町側については久松山も含めて都市公園に指定されており、二ノ丸・天球丸・山上ノ丸等とその園路が実際に供用されている。

これらの施設は、史跡としての鳥取城跡の本来的な価値に属するものではなく、鳥取市において策定した『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存管理計画』『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画』においても、当面の併存を許容しつつ将来的な移転を目指すこととしている。

しかし反面、これらの施設は、同じく史跡指定範囲内にある洋風建築・仁風閣（国指定重要文化財）と同様、近現代における近世城郭跡の利用形態を示すものでもある。現状に至るまでの経緯を確認することは、（これらの施設の位置づけも含めて）史跡整備の基礎情報として重要なものであるといえる。

しかしながら、現時点では、近代の鳥取城については、さほど詳細な考察がなされてきていないのが実情である。『日本城郭大系』はわずかに「鳥取城は明治維新ののち当初は

保存すべき城郭の中に指定されていたが、明治12年に陸軍省の手で跡形もなく解体されてしまった」¹と記すのみである。比較的詳細に記述しているのは、現在でも鳥取城跡研究の基礎文献のひとつとなっている山根幸恵『鳥取城』の記述である。やや長文になるが、該当部分を引用する。



「三ノ丸絵図」 万延元年頃・鳥取県立博物館所蔵
（『鳥取城絵図集』より転載）

万延期の拡張後、最終時期の三ノ丸を描いた絵図。藩政を司る評定所が置かれ、廃藩置県後も仮県庁として使用された。

「(三) 城取りこわし

明治二年（一八六九）六月十七日版籍奉還のことがききとどけられ、従来大名は、藩知事となった。鳥取藩では三ノ丸にあった御櫓評定所が、政庁となった。藩主池田慶徳は城外に移り、ここに毎日通勤することとなった。

明治四年七月十四日廃藩置県が行われ、初代県令として河田景興が着任するが、政庁はやはり御櫓評定所であった。明治五年

八月になると、参事関義臣は旧城内の政庁を廃して旧藩時代の御勘定場（旧岩美郡役所）に移し、人心の一新をはかった。

明治二年正月二十日全国にあった関所七〇余ヶ所は廃止され、同年七月二十七日「総テ壘壁放題ヲ築造廃毀等は兵部省へ伺出、其決ヲ受」けることになった。

明治四年八月二十日には地方の城郭は兵部省の管轄となり、各県は明細の図面を調べ差し出すことを命ぜられた。

明治五年二月には兵部省が廃止され、陸海軍が設置された。

同年三月十八日、大蔵省と打ち合せの上、築造局より武官を派遣し実地に調査し、十一月には、築造局の手で最終的に全国の城郭の用不用の区分をし、文書も大蔵省と交換した。そして、翌六年一月十四日諸国の城郭について存廃を明らかにしたのである。

第四軍官では播磨の姫路、因幡の鳥取、備前の岡山、但馬の豊岡、第五軍官では安芸の広島、出雲の松江、石見の浜田、周防の山口の存城がきまった。

因伯の廃城は因幡国岩美郡・高草郡の台場、伯耆国では米子城、練兵場、火薬庫、台場（二）、陣屋（三）であった。

存置の決まった城郭は当面の間その県に預け、二人ずつの番人を置いて厳重に守護させた。給料は一人につき、「一日金壹朱・白米六合宛」を与えた。しかし、不要の建物は入札によって次々と払い下げられた。

（中略）

鳥取城は明治十二年には完全に撤去されてしまった。

（中略）

明治二十二年（一八八九）になると、軍隊の衛戍地以外の城址は旧領主又は、管轄市町村に払い下げることになり、願い出ればこれを許したので、再び池田家のものになった。

しかし、三の丸には明治二十二年六月に鳥取尋常中学校（鳥取西校等学校の前身）が建築されることになり、十月に新築落成した。三の丸は行政の地から育英の地になり、連綿として今日に及んでいる。」²



「二ノ丸惣御絵図」弘化年頃・鳥取県立博物館所蔵
（『鳥取城絵図集』より転載）
幕末期の拡張後、最終時期の鳥取城二ノ丸

現在でも、明治維新以降の鳥取城についての叙述は、山根氏の著書に負うところが大きい。

一見して判明するように、山根氏は城郭関係の法令を確認して記述しているが、典拠を明示していない。おそらく『例規類纂』等によって関係部分を把握したものであり、一般的な城郭の取り扱いと、鳥取城の状況を、簡潔に記述している。

この山根氏の叙述以降、近代以降の鳥取城についての詳細な研究は示されておらず、大きな進展は見られない。建造物復元に絞った調査・研究が多かったため、直接建造物に関わらない資料があまり調査対象にならなかった面もあり、また、城郭としての破壊期である明治以降の推移は、あまり関心を惹かなかった面もあると思われる。

上記のような現状を踏まえれば、今後はより良質な資料に基づく、近代の鳥取城の様相の具体的把握が求められることになる。

本稿では、以上のような問題意識に基づき、明治維新後、廃藩置県によって旧藩主・池田家の手を離れた明治4年から、不用城郭として売却され、再び旧藩主池田家の所有に帰する明治23年までの状況を、現時点で把握できている一次資料、特にアジア史料センターで公開されている公文書等を中心として、確認していくことにしたい。これはほぼさきほどの山根氏の叙述期間と重複するこ

とになり、先行研究の典拠確認作業としての意味もある。

2 廃藩置県後の鳥取城

明治維新後の明治2年8月、鳥取藩知事池田慶徳は鳥取城を出て、堀端にあった鶴殿邸に移ったが、鳥取城の政庁としての機能はまだ残されていた³。翌3年7月以降は、城郭や砲台の撤去・築造等には兵部省に届け出を要するようになる⁴。その後、明治4～5年頃まで三ノ丸に県庁仮庁舎が設置されていたが、後述するように明治5年に城外に移転した。

明治4年の廃藩置県に際して、旧藩主から引き継いだ城郭をどのように取り扱うかということは、政府にとっても県にとっても大きな問題であった。まず政府は地方城郭を兵部省の所管とし、各鎮台に対応を指示している⁵。各県に絵図の提出を求めて状況把握につとめ、県より問い合わせのあった場合は鎮台が窓口となることや、やむを得ず受け取る場合は地方官より給与を借りて番人を手配することなどを定めている⁶。翌5年3月には、20カ所以上の城郭の建物の入札・払下が決まり、これに沿って各地の城郭の建物の売却が進められた⁷。

明治5年7月に、立木の入札について準備が整わないことを理由に国に猶予を求めている⁸ことから、鳥取県でも入札の準備を進めていることがわかる。

直接的に旧鳥取藩の陣屋・城郭の入札・払い下げの経緯を示しているのは、同5年7月29日付で鳥取権令河田景與が陸軍省に提出した「城中建物之内県庁御貸渡し願」及び「諸陣屋等御払下之義ニ付伺の事」⁹である。

この2点の文書は一連のもので、前者は鳥取城内の扇邸（現在の仁風閣所在地）をできるだけ高額で売却するので、鳥取城のその他の場所・建物をそのまま鳥取県に貸し渡して欲しいとする鳥取権令河田景與の願書、後者は、米子城をはじめ県内の陣屋・農兵屯所、

鳥取城内の建物等の入札実施の伺文書である。

河田はこの申語の直後に権令を辞職したため、権参事関義臣が参事に昇進して県政を担当することとなった。旧藩の名残を払拭したいと考えた関は、鳥取城内に置かれていた鳥取県仮庁舎を城外に移し、鳥取城は政庁としての役割を終えることになる¹⁰。

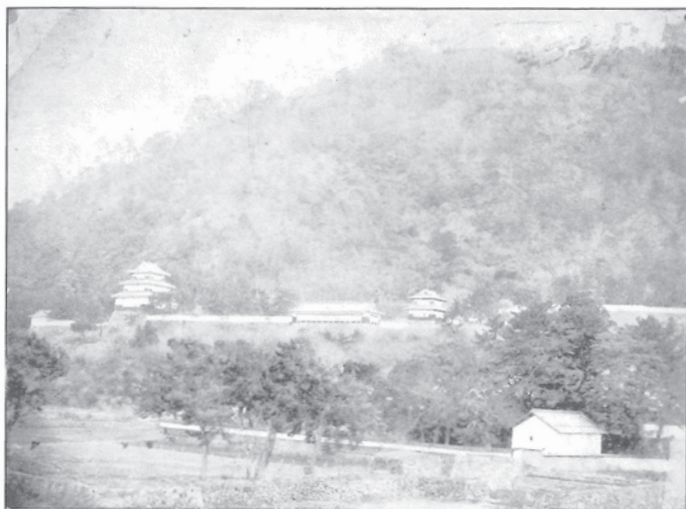
少なくとも河田は鳥取城を引き続き鳥取県庁として使用したいと考えていたようであり、県内の他の城・陣屋の売却を行う代わりに鳥取城の主要建物の貸与を求め、さらには扇御殿の貸与まで申請していた¹¹。河田の努力によって鳥取城の建物のいくつかはこの時点では破却をまぬがれ、明治12年まで存続することになったとも考えられる。

明治6年1月14日、一般に「廃城令」といわれる「全国ノ城廓陣屋等存廢ヲ定メ廢止ノ地所建物木石等大蔵省ニ処分セシム」¹²が公布され、全国の城郭のうち、廃城と決まった城については大蔵省に移管し、軍事上必要な城については陸軍省が所管する方針が明示されることとなった。陸軍省はこれを受けて、同年2月15日に、陸軍省所管とされた城郭について各県に一旦預け渡し、処分方法の検討・提案を求めている¹³。この時、鳥取城は「存置の城」として位置づけられており、「廃城」にはなっていない。ただし、これはあくまでも軍事拠点としての城郭を「存置の城郭」としたもので、建造物の保存等を指すものではない。むしろ、県庁退去後取り扱いの定まらなかった鳥取城を、陸軍省の所管として明確化したものと考えられる。

この段階の鳥取城の利用状況には不分明なところが多いが、必ずしも軍事施設としてのみ使われていたわけではない。

鳥取城の建物が鳥取県の手を離れて陸軍省第四経営部の管轄となるのは明治7年5月30日のことである¹⁴が、それ以前には、様々な形で既存建物の利用が進められていたようである。たとえば、同年2月17日の太政官達によって、鳥取城内で紙幣の展示が行わ

れていたことがわかる¹⁵。今後の調査で、より具体的に、利用状況を明らかにしていく必要がある。



明治10年頃の鳥取城古写真
堀際の建物は既に撤去されている

3 明治10年～20年代の鳥取城

明治9年、鳥取県は島根県に併合され、行政組織が大きく変化した。

その直後の明治10年4月、陸軍省は鳥取城の既存建物を改修して兵舎を設置した。この改修はかなり大規模なもので（予算716円94銭6厘を計上）、その工事規模から、おそらく数年前まで県庁として使用されていた三ノ丸御殿を改修したものと思われる¹⁶。

さらにこの頃、鳥取城内の空地は旧藩士に貸し出されていたようで、地積等の確認できない借地も生じていた¹⁷。城内の居住者は、明治9年には家数34軒・人口103名を数えている¹⁸。全国的にも、城郭内の居住者や土地境界の不分明さが問題視されるようになっていたが、鳥取城も同様の状況だったようである。

また、定説的には、鳥取城の建物が入札にかけられたのは島根県時代の明治11年、解体撤去が翌12年であったとされているが、現在のところ、一次資料で明確な経緯の確認はできていない。売却目録等も発見されていないため、残念ながらこの前後の具体的な経緯を知ることは、未だにほとんどできてい

ない。島根県併合時代の実施であるためか、地元にはほとんど資料が残されておらず、山根氏が古老からの聞き取りとして「この時、青谷町亀尻の後藤氏のごときは二の丸の建造物の瓦を購入し、人夫をもって麓までおろし、船で賀露に出、青谷に廻漕し、亀尻まではこび、自邸の屋根を葺いたとのことである。この中には菱櫓の珍しい瓦があった。このほか、市内の各地にお城の用材等が分散していたことを古老よりよく聞かされたが、昭和に入って地震と大火に見まれ、その大半は炎滅してしまった」と紹介している程度である¹⁹。



「城内調査一件」（鳥取県立博物館所蔵）のうちの1点。
もともと原図に近いと考えられるもの。

上述したような、城郭内の地積の混乱を解決するため、陸軍省は明治13年に残された城の実測図を作成し提出するよう、各方面の工兵本部に命じている²⁰。この図面は下記のような仕様のものであった²¹。

「製図凡例

- 一、料紙 美濃紙
- 一、本丸二丸三ノ丸等毎郭面積数記入之事
- 一、城地ニ孕メル受領証アル士族邸地全ク民有地貸渡地 色分ヲ以可指示事
- 一、存城郭境界線ニ接近セル付属ノ所轄地 色分ヲ以可指示事
- 一、城郭境界ハ朱飛点ヲ以可指示事
- 一、合面積数記載之事」

このとき作成された鳥取城の図面そのも

のは今のところ未見である。

先に述べたように、すでに明治4年、兵部省が県に図面を提出するよう求めているから、鳥取城についての図面は少なくとも明治4年と13年の2度、公式に作成されていることになる。

そのいずれかの写本と思しき絵図資料が、鳥取県立博物館所蔵「秋田政藏文庫」の中に残されている。「城内調査一件」と資料名の付けられた、紙本彩色の5鋪の絵図である。鳥取市で土木関係の仕事にも従事していた旧所蔵者は昭和11年に没しており、この絵図は少なくともそれ以前に描かれたものである。また、従来は、鉛筆の裏書によって大正6年に作成された絵図と考えられてきた。

この絵図を子細に検討してみると、5鋪が必ずしも同時代のものではないことがわかる。これは、中ノ御門の枳形石垣（現在は消滅）が残っている状態のものと、解体された後の状態のものがあることから明らかである。枳形石垣が残っている状態の絵図のうち、1点、間数が詳細に書き込まれた図面が含まれている。この図面は「壺間壺分之積」（約1/600）の縮尺で、作成当時現存していた施設や牧場等²²、城内の利用状況が描かれている。内の利用状況が描かれている。建造物を表記せず、施設の範囲だけを描いているが、少なくとも中学校のグラウンド整備にともなって枳形石垣が失われたと想定される明治後期以前の状況を描いたものであることは間違いない²³。

また、明治13年に作成を命じた絵図の仕様と比較した場合、坪数や民地の表記がなく、原図の表記が異なるか、写本を作成する時点で削除されたものと思われる。明治4年の図面が県の作成、13年の図面が陸軍の作成ということを勘案すれば、地方の行政関係者に使用された絵図は前者である可能性が高いと思われる。また古写真との比較、施設の配置状況から、内容的にも明治4年の可能性の方が高い。

以上のことから、少なくとも5点の絵図の

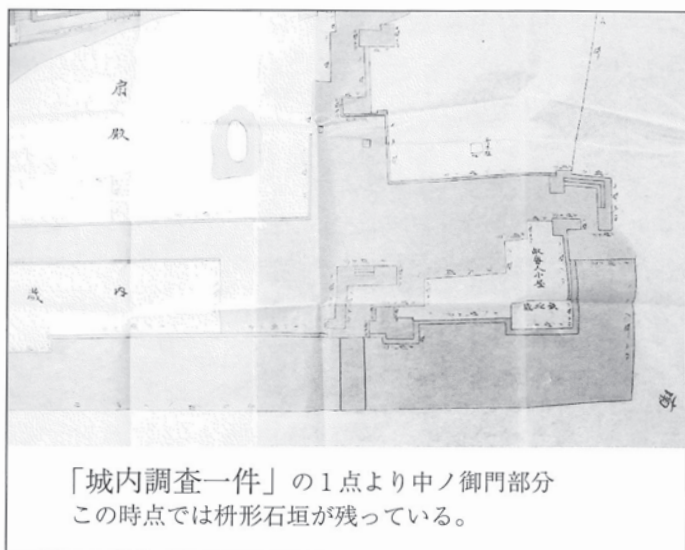
うち1点については、写本年代よりも内容的にはかなり遡り、すくなくとも明治前期の状況を反映したものであると考えられる。

なお、この絵図は寸法の表記は間数を基本とし、端数を分（尺度の分ではなく間に対する割合表記）で表現しており、現状と比較してもかなり正確な絵図である。

この図面には、先に述べた牧場の他、官舎、二カ所の内蔵、鉄砲藏、故番人小屋などの施設が表記されている。現存する鳥取城の古写真では、二ノ丸の三階櫓が写っているものでも、堀端の施設の大部分はすでに撤去されているので、二ノ丸の櫓群撤去前を示した図面であると思われる。また、柳地藏、青木神社といった、近世以来の城郭内の小社も表記されている。

厳密な年代の確定は今後の課題となるが、いずれにせよこの図が上述したような明治中期までの鳥取城の変遷を知り、江戸時代末期の姿を知る上で重要な資料であることは間違いない。今後さらに検討を重ねたい。

明治19年、鳥取県は陸軍省に鳥取城の内堀の浚渫を要望している。旧藩時代以来の塵芥の堆積がひどく、不衛生であるとの見地からのもので、陸軍省は138円57銭3厘の予算をもって浚渫を実施した²⁴。このとき、「平均壺尺堀上ケ泥土ハ旧城内土手際へ運搬」という。明治19年の浚渫の土が、鳥取城内のいずこかに持ち込まれたことになるが、具体的な場所は分かっていない。



「城内調査一件」の1点より中ノ御門部分
この時点では枳形石垣が残っている。

内堀の浚渫後の明治22年9月、鳥取県は陸軍省に三ノ丸跡の土地2,805坪4合5勺の借用を申し入れた²⁵。これは、「尋常中学校建設可相成之处適当地所無之」ため、明治25年7月までの無償貸与を求めたものである。陸軍省もこれを「事実無余議次第」として、「特別之御詮議ヲ以テ」「土地貸渡規則」に沿った無償貸与を認めている。

同年8月には陸軍省は既に所有する各地の城郭の再整理に着手しており、払下の準備を始めていた²⁶。鳥取県の土地借用の出願と同じ明治22年9月に、旧藩主鳥取池田家も、鳥取城の払い下げを申請している²⁷。岡山池田家もほぼ同時に岡山城の払い下げを申請しており、両池田家の申請文はほぼ同一の様式であるが、鳥取池田家は別に副申を添えている。

申請書は先祖伝来の城郭を保存するために払い下げを求めるものだが、鳥取池田家は、鳥取城の城山に水源地があり、環境保全のために確保する必要があるという副申をそえ、安価での払い下げを要望した。

この申請を受けて、陸軍省は明治23年2月20日に鳥取城・岡山城の払い下げを決定し、鳥取城はおよそ20年ぶりに旧藩主の手に戻ったのである。

ちなみに、払い下げられた面積と価格は、下記の通りである。

鳥取城	293,349.906 坪	4,000 円
岡山城	126,432.124 坪	10,000 円

岡山城と比較した場合、面積は2倍強であるが、価格は1/2以下であり、副申の効果はある程度認められる。

この後、昭和19年に鳥取市に寄贈するまで、池田家は鳥取城を保有することとなる。池田家所有の間にも、大正時代の久松公園整備や昭和初期の観光地としての整備が行われたが、その間の事項については別稿に譲ることとしたい。

以上のことから、明治中頃までの鳥取城

は、石垣など大規模な土木工事を要する部分については改造は少なく、むしろ、建造物の撤去や、改修による短期的な利用に供されてきたものと思われる。明治5～6年に扇御殿など一部建物の払い下げが行われた後、明治12年に二ノ丸の櫓群が撤去されているが、三ノ丸御殿については、明治10年に陸軍省が比較的大規模な建物改修を施していることから、あるいは若干解体年次が下る可能性も考えられる。

建造物が明治5年から12年にかけて解体されたことを除けば、明治14年9月に鳥取県が再置された後も、しばらくは陸軍省所管の城郭として、大きな構造的な改変は少なかったものと考えられる。

4 おわりに

本校執筆を通じて、明治維新後、明治20年代までの鳥取城の利用状況についても、やはり不明な点が多いことを痛感した。また、昭和40年代の山根氏の叙述が、二次資料だけでなく関係法令のような一次資料を典拠とした比較的精密なものであり、叙述上典拠を省いたものであることも確認することができた。

ただ、山根氏は、いわゆる「廃城令」の際の「存置の城郭」の「存置」を、建物の保存・管理と結びつけて考えていたようである。基本的にこの時点での「城郭」とは「軍事拠点」という意味であり、そこに設置された建造物をの取り扱いとは切り離して考えられている。「廃城」であっても建造物の残る場合もあれば、「存置の城」でも陸軍が使用するために建造物を撤去している事例もあるのである。鳥取城の場合も、河田の存在がなければ他の県内の陣屋同様「廃城令」以前に建造物が撤去されていた可能性はあり、むしろ明治12年まで保存する努力が継続していたとも考えられる。鳥根県との合併や西南戦争との関係、鳥取県再置運動の本格化など、当時の社会情勢との関係も考慮する必要がある

ものと思われる。

なお、本校執筆段階での資料の調査・閲覧については、アジア歴史資料センター及び国立国会図書館のオンライン・データベースの利用に負うところが大きい。そのため、一部原資料の形態や内容が完全に把握できていないものもあり、まだデータベースに掲載されていない資料や、電子検索で探し出すことの困難な資料の見落としも少なくないと思われる。今後とも、網羅的な文献資料の調査を継続していく必要がある。

また、明治23年以降についても、史跡指定までの推移について、現時点では十分に把握できているとは言い難い。こちらについても、公園利用等様々な側面から把握し、鳥取城跡の利用と改変の歴史を明らかにしていくことも重要である。

近年の史跡整備にまでつながる「城跡の利活用の歴史」を明らかにすることは、現代的な問題に直結していく作業であり、今後も多角的な見地から研究をすすめていく必要がある。

- 1 日本城郭大系 14『鳥取・島根・山口』（昭和55年、学習研究社）
- 2 山根幸恵『定本鳥取城』（昭和58年・溪水社）。鳥取市教育委員会『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画』（平成18年）もほぼこの記述を踏襲している。
- 3 『鳥取藩史』第2巻「職制志一」（昭和45年刊、鳥取県立図書館）。また、『鳥取県郷土史』（鳥取県、昭和7年）に「此の年（明治2年）十月廿三日施政局を「政庁」と、各司を「局」と改称された。此頃藩知事は久松城内を出で、家老鵜殿氏の宅（現久松校舎の地点）に遷って之を仮住宅となし、久松城内御櫓評議場（現鳥取第一中学校校地）に設けられた政庁に通勤してをられた。」とある。
- 4 明治3年7月 太政官達「諸府県塁壁砲台築造廃毀等ハ兵部省ヘ伺出シム」（『太政類典』1編107巻）。
- 5 明治4年8月20日 兵部省「四鎮台ヲ置キ管地ヲ定メ地方城郭ヲ兵部省ニ管ス」（『法令全書』）

- 6 明治4年11月23日 兵部省「全国城郭毀廢ノ所置方ヲ各鎮台ニ心得シム」（国立公文書館所蔵『公文別録』（JASCAR（アジア歴史資料センター）Ref.A03023307900））
- 7 明治5年3月陸軍省「築造局より別紙山城の建物入札払下の伺」（防衛省防衛研究所所蔵『陸軍省大日記』（JASCAR:C04025215900）、明治5年3月ほか
- 8 明治5年7月17日「鳥取県より陣屋立木入札猶予願」（『陸軍省大日記』（JASCAR:C04025101600）
- 9 明治5年7月25日「鳥取県より諸陣家御払下伺出の事」（『陸軍省大日記』）及び「諸陣屋等御払下之儀ニ付伺」（同）（JASCAR:C04025121500・JASCAR:C04025121600）
- 10 「明治五年七月三十日関義臣は昇進して参事となり、八月景興は権令を免ぜられてから、権令欠員のまゝ、関参事が県の主脳として働いた。関参事は先づ旧城内の仮庁を廃し、旧藩時代の御勘定場であった建物を利用して庁舎とした。」（『鳥取県郷土史』（昭和7年、鳥取県）
- 11 明治5年11月18日 陸軍省「鳥取県より旧城中拝借建物返願」（『陸軍省大日記』（JASCAR:C04025155100）
- 12 明治6年1月14日 太政官達「全国ノ城廓陣屋等存廢ヲ定メ廢止ノ地所建物木石等大蔵省ニ処分セシム」（『法令全書』）
- 13 明治6年2月15日 陸軍省「城廓其他軍事ニ関スル地所立木建物共陸軍省管轄ヲ定メ府県ヘ預置損毀死亡其他処分方ヲ伺出シム」（『法令全書』）
- 14 明治7年5月30日 陸軍省達「〔鳥取県管下旧鳥取城諸建物自今第四経営部ヘ委任セシム〕」（『陸軍省日誌』明治7年45号）（『近代史史料陸軍省日誌』2巻（東京堂出版・昭和64年）所載）
- 15 明治7年2月17日 太政官達「銀行紙幣見本等鳥取県展覧場にて被盜取すの件」（防衛省防衛研究所所蔵『太政官達』（JASCAR:C07040002500）
- 16 明治10年4月8日 陸軍省「鳥取城内建家修繕入費仕様に付申進」（『陸軍省大日記』（JASCAR:C04027396600）
- 17 明治13年5月20日 陸軍省「鳥取城内の空地更に貸渡伺」（『陸軍省大日記』（JASCAR:C04029646500）
- 18 『日本歴史地名大系 32 鳥取県の地名』（平成5年、平凡社）。

- 19 山根、前掲書。
- 20 明治13年1月27日 陸軍省「各存城実測図回送入用の照会」(『陸軍省大日記』)(JASCAR:C04029146800)
- 21 明治13年2月10日 陸軍省「各方面へ城郭実測図面差出廉照会」(『陸軍省大日記』)(JASCAR:C04029548800)
- 22 原拠が確認できていないが、松尾茂・須崎博道『なるほど鳥取事始め』(昭和60年、国書刊行会)P100に「『明治初年のころ、旧藩主池田侯、牛乳飲用の命あり、農家より赤牛を乳用として徴し、丸の内にて矢部宜一郎、水田某(平八)搾乳せり』と記録がある」「明治16年には、東町の矢部と水田の両名が三頭を飼育し・・・」とある。図上では、現在の鳥取県立博物館の敷地内に「牧牛所」と表記されている。
- 23 『鳥取西高百年史』(昭和48年、鳥取西高百年史編纂委員会)等で確認できる範囲でも、遅くとも明治44年のグラウンド整備までには枡形の石垣は撤去されている。
- 24 明治19年8月25日 鳥取県上申「鳥取城濠浚渫の儀に付上申」(『陸軍省大日記』)(JASCAR:C03030110000)
- 25 明治22年9月9日「鳥取城内地所貸渡の件」(『陸軍省大日記』)(JASCAR:C07050162700)
- 26 明治22年7月25日 陸軍省「存置を要せざる城郭及び不用土地等売却の件」(『陸軍省大日記』)(JASCAR:C06080856200)
- 27 明治23年2月18日 陸軍省「鳥取城其他払下の件」(『陸軍省大日記』)(JASCAR:C07050213200)

*『陸軍省大日記』の引用について、本来は簿冊名まで記すべきであるが、煩雑になるのを避けるため、アジア歴史資料センターの資料コードの付されているものについてはこれをもって代えた。